

平成23年度 幼稚園・保育園・認定こども園の入園児募集

市立幼稚園

平成23年度の幼稚園入園児童の申込みを受け付けます。

▽対象

①平成17年4月2日～平成18年4月1日までに生まれ、豊岡市に住民登録している幼児

②平成18年4月2日～平成19年4月1日までに生まれ、豊岡市に住民登録している幼児

※ただし、②は中竹野・出石・福住・寺坂・小坂・小野幼稚園のみ

※合橋・高橋・資母幼稚園は、市立認定こども園、城崎幼稚園は、私立認定こども園になります。

▽申込方法 11月末に各家庭へ案内を郵送します。入園を希望の方は、「入園願」を持参の上、各幼稚園に申し込みください。

※特別の事情により、指定園

の変更を希望する場合は、相談ください。

▽申込期間 12月1日(水)～8日(水)

※土・日曜日は除く
《問合せ》こども育成課こども育成係 ☎29-0053または各市立幼稚園

保育園

平成23年4月からの保育園入園児童の申込みを受け付けます。産前・産後休暇明け、育児休業復帰などにより、年度途中に入園を希望する方も、この機会に申し込みください。

市内に住民登録をしている児童であれば、どの地域の保育園でも申し込みますが、森本へき地保育園は竹野南小学校区在住の児童のみが対象となります。

▽対象 保護者の仕事や病気などにより、家庭内で保育できない就学前の児童

▽申込方法 こども育成課、

各総合支所地域振興課、市内各保育園で配布する申込書類に記入の上、いずれかに提出ください。

▽申込期間 12月1日(水)～20日(月)

※土・日曜日は除く

<保育園一覧>

地域	保育園名	対象年齢
豊岡	[公立] 港・城南・西・東保育園	6カ月～就学前児童
	[私立] 豊陵保育園	
竹野	[私立] みえ・チャイルドハウス保育園	3カ月～就学前児童
	[公立] 竹野保育園	6カ月～就学前児童
	[公立] 森本へき地保育園	3歳～就学前児童
日高	[私立] こくふ・八代・蓼川・蓼川第二・静修・三方保育園	6カ月～就学前児童 ※6カ月未満児は事前相談要
	[公設民営] 清滝・西気保育園	
出石	[私立] 出石愛育園・小坂保育園	4カ月～就学前児童

認定こども園

▽入所決定 1月下旬に面接、3月上旬に入所内定予定
《問合せ》こども育成課保育園係 ☎22-4452または各保育園

認定こども園は、幼稚園と保育園の役割を併せ持ち、小学校就学前の児童に対する保育や教育、保護者に対する子育て支援を総合的に提供する施設です(認定こども園の詳細は、10月25日号の市広報紙をご覧ください)。

平成23年4月からは、城崎地域と但東地域で認定こども園が開園しますので、希望の方は申し込みください。

▽対象

①長時間児(保育園) 保育園の対象児童と同じ

②短時間児(幼稚園) 幼稚園の対象児童の①・②と同じ

▽申込方法

①こども育成課、各総合支所地域振興課、市内各保育園で配布する申込書類に記入の上、希望の園に直接申し込みください。

②11月末に各家庭に申込書類を郵送します。入園を希望

<認定こども園一覧>

認定こども園名		申込み・問合せ	対象年齢	
			長時間児(保育園)	短時間児(幼稚園)
私立	城崎こども園	城崎保育園	6カ月～就学前児童	4・5歳児(就学前2年以内の児童)
	合橋認定こども園	合橋保育園		
公立	高橋認定こども園	高橋保育園	11カ月～就学前児童	
	資母認定こども園	資母保育園		

の方は、申込書類に記入の上、希望の園に直接申し込みください。

▽申込期間 12月1日(水)～20日(月)

※土・日曜日は除く

《問合せ》こども育成課 ☎22-4452または各保育園

平成23年度放課後児童クラブ入所者募集

保護者の就労などにより、放課後留守家庭児童の健全な育成と安心して働き続けられる環境づくりのため、低学年児童を中心に放課後児童クラブを開設しています。

1年間を通して利用を希望する方が対象です。定員に余裕がある場合は、4年生以上の児童と幼稚園児も利用できます。育児休業復帰などで、年度途中からの利用を希望する方もこの期間中に申請書を提出ください。

詳細を記載したチラシや申込用紙などは、こども育成課、各総合支所地域振興課、および各放課後児童クラブに設置しています。



▲放課後児童クラブの様子

＜放課後児童クラブ一覧＞

名 称	開設場所	名 称	開設場所
豊岡放課後児童クラブ	豊岡めぐみ幼稚園	府中放課後児童クラブ	府中小学校・幼稚園
豊岡第2放課後児童クラブ	豊岡ひかり幼稚園	日高放課後児童クラブ	日高小学校
八条放課後児童クラブ	八条幼稚園	日高第2放課後児童クラブ	日高幼稚園
八条第2放課後児童クラブ	八条小学校	静修放課後児童クラブ	静修小学校
三江放課後児童クラブ	三江幼稚園	三方放課後児童クラブ	三方小学校
五荘放課後児童クラブ	五荘幼稚園	弘道放課後児童クラブ	出石幼稚園
五荘第2放課後児童クラブ	旧五荘公民館	福住放課後児童クラブ	福住幼稚園
田鶴野放課後児童クラブ	田鶴野幼稚園	小坂放課後児童クラブ	小坂幼稚園
新田放課後児童クラブ	新田幼稚園	小野放課後児童クラブ	小野幼稚園
中筋放課後児童クラブ	中筋小学校	寺坂放課後児童クラブ	寺坂幼稚園
神美放課後児童クラブ	神美幼稚園	合橋放課後児童クラブ	合橋小学校
港西放課後児童クラブ	港西幼稚園	高橋放課後児童クラブ	高橋小学校
城崎放課後児童クラブ	城崎保育園	資母放課後児童クラブ	資母幼稚園
竹野放課後児童クラブ	竹野幼稚園		

※ただし、利用希望児童数により開設できない場合があります。

▽申込期間 11月26日(金) 12月10日(金)

※土・日曜日は除く

▽対象 放課後留守家庭児童で小学1年生から3年生までの児童。受け入れに余裕がある場合は、4年生以上

の児童と幼稚園児(城崎地域と但東地域の幼稚園児は除く)
※幼稚園児の利用時間は午後4時まで
《問合せ》こども育成課 29-10053

保育所保育料の算定方法を変更します

市では、平成23年度から保育所保育料の算定方法の一部を変更します。

▽対象 祖父母などと同居し、かつ父母の収入だけでは生計が成り立っていないと認められる世帯(次の算定方法で、1の②の場合)

▽保育料の算定方法 保育料は、児童と生計を一にしている父母およびそれ以外の扶養義務者(家計の主宰者である場合に限る)の課税額の合計額により、世帯の階層区分を認定し算定します。

1. 父母が児童を税法上扶養している場合
① 父母の収入のみで生計が成り立っていると認められる場合は、父母の所得税額等により算定
② 父母の収入のみで生計が成り立っていないと認められる場合で、児童と同居する祖父母等扶養義務者がいる場合は、「家計の主宰者」を認定し、父母とその者(祖父母等)の所得税額等を合算して算定



2. 父母以外の者が児童を税法上扶養している場合
・ 父母とその者(扶養義務者)の所得税額等を合算して算定

3. 児童の父母を事業専従者としている事業主の場合
・ 父母とその者(事業主)の所得税額等を合算して算定

▽留意点

・ 「児童と同居」とは、住民基本台帳などの形式的な要件だけでなく、生活の実態を重視し、児童と生計を一にする祖父母等扶養義務者は同一世帯になります。

・ 「父母の収入のみで生計が成り立っていないと認められる場合」とは、前年収入が父母ともに103万円未満の場合です。

・ 平成23年度の保育料は、各世帯の前年分(平成22年分)の所得税額で算定します。所得税が課税されない場合は、前年度(平成22年度)の市民税の課税の有無で算定します。

《問合せ》こども育成課 園係 22-14452